

熊野町公式facebook
町広報の発行やイベント、災害・道路情報などのお知らせを発信しています。
パソコン、スマートフォンなどをお持ちの人は、ぜひ、フォローをお願いします。右のバーコードを
読み取り機能付き携帯電話で読み取るか、facebook内で「広島県熊野町」で検索してください。

役場の電話番号
総合案内 (休日や夜間) ☎820-5600 ☎854-8009
ホームページアドレス
http://www.town.kumano.hiroshima.jp
(携帯電話用アドレスも同じ)
右のバーコードを読み取り機能付き携帯電話で読み取ってください。
総務部 防災無線放送再生ダイヤル
総務課 ☎820-5601 ☎820-5640
政策企画課 ☎820-5634 ※放送後24時間以内の内容
財務課 ☎820-5632
産業観光課 ☎820-5602
建設農林部
建設課 ☎820-5607
都市整備課 ☎820-5608
農林緑地課 ☎820-5638
上下水道課 ☎820-5610
住民生活部
税務住民課 ☎820-5604 (住民)
☎820-5603 (税務)
教育委員会(教育部)
教育総務課 ☎820-5620
教育指導室 ☎820-5621
教育委員会 ☎855-1110
議会事務局 ☎820-5630
会計課 ☎820-5612
★各課室局へのお問い合わせは、各メールでも受け付けています。
メールアドレスについては、熊野町ホームページでご確認ください。

筆の駅ミニギャラリー
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、5月14日から予定していましたが、展示は1年間延期となりました。

●筆の里工房学芸員展
書・油彩画・映像
筆の里工房に勤務されている5人の学芸員が、それぞれの得意分野を生かして制作された作品を展示します。
出品者：松村卓志、松本未穂、吉田拓、山本彩、井田明宏
井田明宏【幽十五番歌合(手鑑「世尊寺」)】2018年

次回展示は、6月4日(木)から「其阿弥赫土と仲間たち(前期)」日本画の幽玄世界へを予定しています。
また、同様の理由により、熊野町観光案内所「筆の駅」は、次のとおり臨時休館とします。大変ご迷惑

5月は消費者月間です

毎年5月は、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題への啓発を行う「消費者月間」です。
消費者問題の一例として、特殊詐欺があります。特殊詐欺などの手口は巧妙に変化しています。自分は大丈夫と思わず、不安や疑問を感じたら、お金を支払う前、契約をする前に周りの人に相談しましょう。そして、「困ったときはまず相談！」役場の消費生活相談窓口をご活用ください。

をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。
▽臨時休館：4月11日(土)〜6月2日(火)

厚生労働大臣特別表彰おめでとうございます

長年、民生委員・児童委員として地域福祉活動に尽力し、昨年11月30日に退任された内藤恒雄さん(出来庭)、市橋文彦さん(東山)が、厚生労働大臣特別表彰を受賞されました。
内藤さんは18年間、市橋さんは15年間、民生委員・児童委員として活動されました。



(社会福祉課)

▽相談窓口のご案内

時月曜日、金曜日(月曜日、水曜日は相談員がいます。)

令和元年度消防庁長官表彰

泉政治さん(平谷)がこれまでの消防団活動の功労を称えられ、令和元年度消防功労者消防庁長官永年勤続功労章を受章されました。
泉さんは、昭和61年から消防団員として活動され、平成20年からは、第9分団(平谷)の副分団長として、副分団長の役職は後進に譲られましたが、現在でも長年培われた経験をもとに、後進の育成のみならず第一線でご活躍いただいております。



(防災安全課)

令和元年度熊野町農商工業優秀従業者表彰

町では永年にわたり熊野町で農商工業に従事され、各分野で活躍されている人を毎年表彰しています。令和元年度は、農業の分野で原恭博さん(出来庭)、工業の分野で森内茂行さん(広島市)のお二人に熊野町長から表彰状と記念品を授与しました。



(産業観光課)

「野焼き」に注意!

これからの季節は、野焼きが原因で「火災発生」や「煙たい、洗濯物に臭いがつく」などの相談が寄せられます。
農業などで発生した刈草や稲わらの焼却は法律上例外として認められています。が、近隣に影響を及ぼしています。

不正大麻・けし撲滅運動月間

けしには、植えてはいけないうつばら、栽培は法律で規制されています。けしの花が咲く、5月から6月までを「不正大麻・けし撲滅運動月間」として啓発活動などを行っています。
不正栽培・自生している大麻や植えてはいけないうつばらを見つけたときは、ご連絡ください。



町内で過去に見つかった種類の植えてはいけない種類の「けしの花」(出典元：厚生労働省ホームページ)

納税(町税等)
今月の納期限
6月1日(月)
軽自動車 全期
※納付忘れのない便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車税の減免申請を受け付けています

身体などに障害を有する人(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者)または同人と生計をともにする人が同人の介護に使用する車両や、その構造が障害を有する人の利用に供する車両は、一定の条件を満たせば、軽自動車税の減免が適用できます。
※減免申請される場合は、納税通知書が届いても納付しないください。
▽申請期限：5月25日(月)
▽申請に必要なもの
【身体に障害を有する人への減免】
身体障害者手帳等、納税義務者の印鑑、自動車検査証、運転免許証(対象車両を運転する人のもの)、納税通知書
※減免は、障害者1人につき普通自動車を含め1台限り。
【構造による減免】
構造がわかるもの(カタログ、写真など)、納税義務者の印鑑、自動車検査証、納税通知書
詳しくは、税務住民課へお問い合わせください。
3 閏税務住民課 ☎820・560

およろこび

(3月届け出分・敬称略)
氏名 年齢地区
中道 稀 地区
才津原 大 萩 中 地区
原藤 碧 大 萩 原 地区
岩永 恭 平 萩 堀 地区
末川 聖 徠 萩 堀 地区
永作 厳 樹 萩 堀 地区
古毛 銀 次 萩 堀 地区
山内 結斗 川 角 地区

おくやみ

(3月届け出分・敬称略)
氏名 年齢地区
若島 千鳥 呉 地区
宮尾 郁子 出来庭 地区
面迫 貢 萩 原 地区
なかはら 陸 夫 萩 堀 地区
中光 敏 視 新城 地区
森本 茂利 石 神 地区
このコーナーに掲載を希望しない人は、税務住民課へ届け出る際にお申し出ください。
(税務住民課)

訂正とお詫び...4月号P19の「役場の電話番号」において、表記に誤りがありました。次のとおり訂正して、お詫びいたします。
(誤)教育委員会☎855-1110 → (正)教育委員会☎855-1110